

国立大学法人筑波大学第Ⅵ期行動計画

- 第Ⅰ期（平成17年4月策定）
- 第Ⅱ期（平成19年4月策定）
- 第Ⅲ期（平成22年4月策定）
- 第Ⅳ期（平成26年1月策定、
平成27年3月期間変更）
- 第Ⅴ期（平成30年4月策定）
- 第Ⅵ期（令和5年4月策定）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 内容

目標1

計画期間内に休暇制度の拡充を行う

〈対策〉

- ・令和5年4月～ 教職員のニーズの把握、検討開始
- ・令和6年10月～ 制度導入・教職員への周知

目標2

育児休業取得に対する意識向上のためのセミナー・講演会を行う

〈対策〉

- ・令和5年4月～ 本学における育児休業取得に関する制度等の周知、セミナーや講演会の検討・実施